

地方財政健全化法に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率について

平成 30 年度決算



南知多町企画部検査財政課

1 「地方公共団体の財政健全化に関する法律」の概要

地方分権を進める中で、これまでの地方公共団体の財政再建制度のあり方について検討が行われ、平成18年8月、「新しい地方財政再生制度研究会」が設置され、同年12月に、その検討結果が「新しい地方財政制度研究会報告書」としてまとめられました。

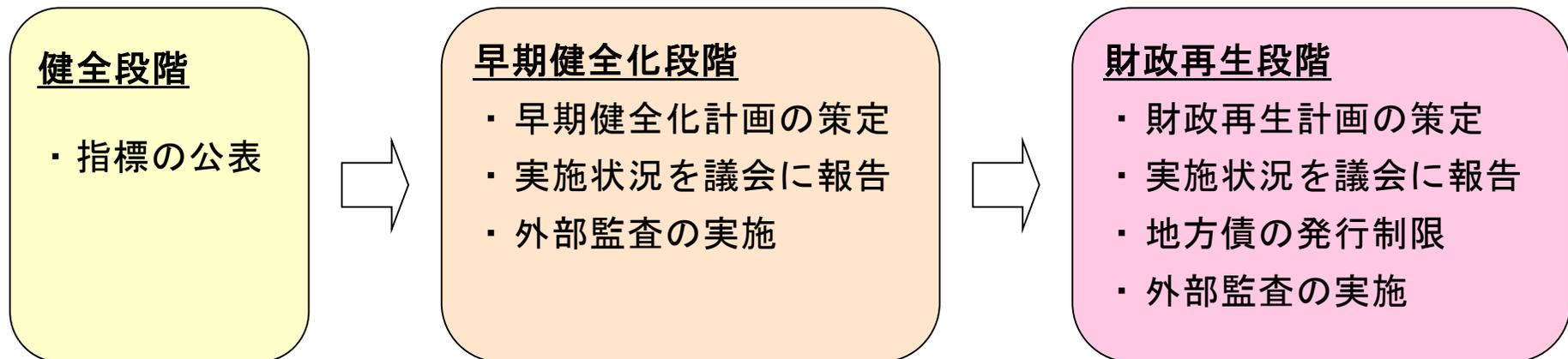
これまでの制度については、わかりやすい財政情報の開示や早期是正機能がないなどの課題が指摘され、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することが提言されました。

この結果を踏まえ、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年6月22日法律94号。以下「健全化法」という。）が平成19年6月に公布され、平成20年4月から施行されました。

2 健全化判断比率の概要

健全化法においては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、住民に対して公表することが義務付けられました。

健全化判断比率により「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれの法律に従って計画の策定や外部監査の実施が義務付けられています。



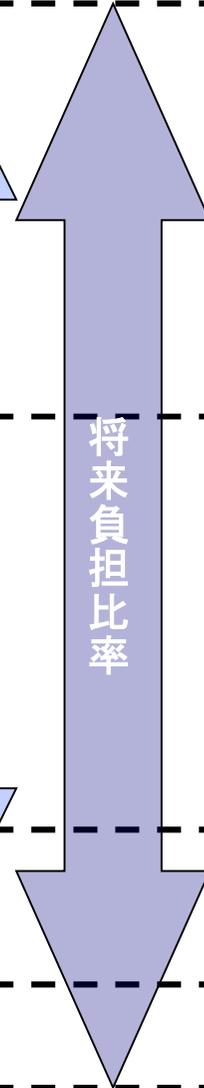
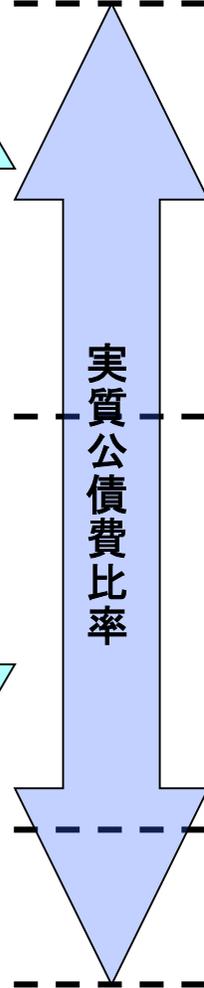
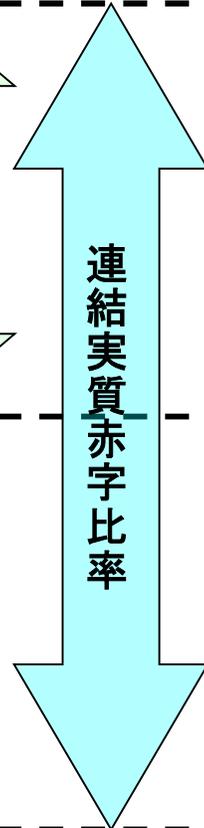
< 4つの財政指標 >

指 標 名	趣 旨
① 実質赤字比率	当該地方公共団体の一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を標準財政規模で除したものの。
② 連結実質赤字比率	全会計の赤字額と黒字額を合算し、地方公共団体としての歳出に対する歳入の資金不足額を標準財政規模で除したものの。
③ 実質公債費比率	当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の額を標準財政規模を基本とした額（※）で除したものの3か年間の平均値。
④ 将来負担比率	地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）から標準財政規模を基本とした額で除したものの。

※標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

< 4つの財政指標の対象範囲 >

- 一般会計
- 特別会計のうち公営企業に係る会計以外の会計
 - ・国民健康保険特別会計
 - ・介護保険特別会計
 - ・後期高齢者医療特別会計
 - ・師崎港駐車場事業特別会計



- 公営企業に係る特別会計（法適用企業）
 - ・水道事業会計

- 特別会計のうち公営企業に係る特別会計（法非適用企業）
 - ・漁業集落排水事業特別会計



※公営企業会計ごとに算定

- 一部事務組合
 - ・知多南部消防組合
 - ・知多南部衛生組合 等

- 地方公社・第三セクター等

$$\text{①実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

繰上充用額：会計年度終了後に歳入が歳出に不足するとき、翌年度の歳入を繰り上げて充用した額

支払繰延額：支払義務が生じているにもかかわらず、支払いを翌年度に繰り延べた額

事業繰越額：当年度において執行すべき事業を翌年度の予算に計上し執行した額

$$\text{②連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（イ＋ロ）－（ハ＋ニ）}}{\text{標準財政規模}}$$

イ：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字額の合計額

ニ：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{③実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

・準元利償還金は次のイからホまでの合計額

- イ：満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ：一般会計等から一般会計等以外の特別会計繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ：組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ：債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ：一時借入金の利子

$$\text{④将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額一（充当可能基金額＋特定財源見込額）} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模一（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

- ・将来負担額は次のイからチまでの合計額
 - イ：一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ：債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ハ：一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ：当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ：退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト：連結実質赤字額
 - チ：組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
 - ・充当可能基金額：上記イからヘまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

3 健全化判断比率の算定結果

平成30年度決算に基づき健全化判断比率を算定しましたが、いずれの指標も次の表のとおり早期健全化基準を下回りました。

指 標 名	30年度 決 算	29年度 決 算	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
①実質赤字比率	— (赤字なし)	— (赤字なし)	15.00%	20.0%
②連結実質赤字比率	— (赤字なし)	— (赤字なし)	20.00%	30.0%
③実質公債費比率	4.1%	3.6%	25.00%	35.0%
④将来負担比率	17.3%	11.4%	350.0%	—

< 4つの財政指標の算定結果 >

①実質赤字比率

— (赤字なし)

一般会計等の実質収支は黒字となり、実質赤字比率は該当ありません。
南知多町の一般会計等とは、一般会計と4つの特別会計（国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療・師崎港駐車場事業）です。

②連結実質赤字比率

— (赤字なし)

一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足は生じておらず、連結実質赤字比率は該当ありません。

南知多町の公営企業は、2つの会計（水道事業・漁業集落排水事業）です。

③実質公債費比率

4.1% (29年度決算 3.6%)

〈算定基礎〉		(単位:千円)				
		H26	H27	H28	H29	H30
分子	元利償還金等(①+②+③+④+⑤-⑥)	135,039	145,223	166,253	190,928	209,446
	①公債費	472,461	472,089	481,048	503,442	527,378
	②公債費充当公営企業繰出金(※1)	36,268	35,415	53,199	57,959	59,096
	③一部事務組合公債費(※2)	73,418	64,071	74,253	72,813	78,212
	④公債費に準ずる債務負担行為(※3)	28,845	27,087	27,076	27,065	1,254
	⑤一時借入金の利子	0	0	0	0	0
	⑥当該年度公債費等交付税算定額	475,953	453,439	469,323	470,351	456,494
分母	⑦-⑧	4,465,181	4,661,017	4,559,020	4,557,918	4,477,985
	⑦標準財政規模	4,941,134	5,114,456	5,028,343	5,028,269	4,934,479
	⑧当該年度公債費等交付税算定額	475,953	453,439	469,323	470,351	456,494
分子/分母(実質公債費比率)		3.02427	3.11569	3.64668	4.18893	4.67724
30年度算定(H27~H29の3か年平均)					4.1%	
29年度算定(H26~H28の3か年平均)					3.6%	
28年度算定(H25~H27の3か年平均)		3.2%				
(※1) 水道事業の離島工事に係る借入金及び漁業集落排水事業の償還金に対する補助						
(※2) 衛生組合、消防組合の借入金の償還金に対する補助						
(※3) あい寿の丘(~H26)、知多厚生病院(~H29)及びすいせんひろば(~H34)に対する建設費借入金の償還金に対する補助						

実質公債費比率は、29年度決算と比較すると0.5ポイント増加しました。

なお、この実質公債費比率が18%以上になると、地方債の発行に際して総務大臣の許可が必要となります。

④将来負担比率

17.3% (29年度決算 11.4%)

< 将来負担比率の概要 >

() は 29 年度決算数値

(単位：千円)

地方債 現在高 6,715,557 (6,680,346)	+	債務負担 行為に基 づく支出 予定額 4,910 (6,164)	+	公営企業債 繰入見込額 ・組合等 負担見込額 863,881 (859,723)	+	退職手当 負担 見込額 2,169,928 (2,184,314)	+	第三セク ター一 等 負担 見込額 0 (0)	-	充当可能 基金・交付 税算入 見込額 8,978,756 (9,207,876)
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

標準財政規模 4,934,479 (5,028,269)
--

元利償還金等に 係る交付税算入額 456,494 (470,351)

(分子) 7億7,552万円 (5億2,267万円1千円) / (分母) 44億7,798万5千円 (45億5,791万8千円) = **17.3%** (11.4%)

〈将来負担額の内訳〉					
(単位：千円)					
項目	H30決算	H29決算	差 引	摘 要	
A	地方債現在高	6,715,557	6,680,346	35,211	30年度末の一般会計における町債残高
B	債務負担行為に基づく支出予定額	4,910	6,164	△ 1,254	すいせんひろば（～H34）及び知多厚生病院（～H29）への建設費借入金の償還金に対する補助
C	公営企業債繰入見込額	615,169	593,519	21,650	30年度末の水道事業及び漁業集落排水事業の償還金に対する繰入見込み額
D	加入する組合に係る地方債償還負担額	248,712	266,204	△ 17,492	衛生組合及び消防組合の地方債残高に係る本町償還負担見込額
E	退職手当の支給予定額	2,169,928	2,184,314	△ 14,386	一般会計等で負担する職員が30年度末で退職したと仮定した場合に支給すべき退職手当の額
F	設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額	0	0	0	
G	組合連結実質赤字額	0	0	0	
小計①		9,754,276	9,730,547	23,729	
H	充当可能基金	3,426,864	3,629,275	△ 202,411	全ての基金の預金額（現金のみ）から漁業集落排水基金を除いた額
	充当可能特定歳入	0	0	0	
	基準財政需要額算入見込額	5,551,892	5,578,601	△ 26,709	30年度末将来負担額①に係る交付税算入見込額
小計②		8,978,756	9,207,876	△ 229,120	
差引①-②		775,520	522,671	252,849	

将来負担比率は、29年度決算と比較すると5.9ポイント低下しました。

4 資金不足比率の概要

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況を判断するのが「資金不足比率」です。

この資金不足比率が経営健全化基準である20%以上となった場合は、資金不足比率を公表した年度の末日までに経営健全化計画を定めなければなりません。

○ 資金不足比率の算式

$$\text{資金不足比率} = \text{資金の不足額(注1)} \div \text{事業の規模(注2)}$$

(注1) 資金の不足額

- ・ 法適用企業 = (流動負債(※1) + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産(※2)) - 解消可能資金不足額(※3)
- ・ 法非適用企業 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

(注2) 事業規模

- ・ 法適用企業 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
- ・ 法非適用企業 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

(※1) 流動負債：1年以内に支払期限又は償還期限の到来する債務。一時借入金、未払金など。

(※2) 流動資産：現金、預金、未収金などのように年度内に現金化することができる資産。

(※3) 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

5 資金不足比率の算定結果

各公営企業における資金不足比率については、29年度決算同様、該当はありませんでした。

(1) 公営企業（地方公営企業法適用事業） () は29年度決算数値 (単位：千円)

事業名	資金不足比率 A / B	資金不足額 (A) ① - ②	流動負債等 ①	流動資産等 ②	事業の規模 (B)
水道事業	— (—)	0 (0)	294,868 (248,415)	1,032,569 (1,093,991)	558,131 (582,523)

※資金不足額がない場合（A欄が負数となる場合）は、資金不足額を「0」で、資金不足比率を「—」で表示しています。

(2) 公営企業である特別会計（地方公営企業法非適用事業） () は29年度決算数値 (単位：千円)

事業名	資金不足比率 A / B	資金不足額 (A) ② + ③ - ①	歳入 ①	歳出 ②	翌年度 繰越額③	事業の規模 (B)
漁業集落排水事業	— (—)	0 (0)	96,208 (94,101)	87,276 (85,320)	8,932 (8,781)	31,051 (31,155)

※資金不足額がない場合（A欄が負数となる場合）は、資金不足額を「0」で、資金不足比率を「—」で表示しています。